

移動監視者講習制度が変わります

＜平成19年度より講習区分を変更します＞



KHKでは移動中の高圧ガスを監視する資格者となるための講習「移動監視者講習」をガスの種類により4つの講習区分に分けて実施しています。平成19年度以降は講習区分を見直し、講習修了者はすべての高圧ガスの移動監視が可能となります。

講習受講者はすべての高圧ガスの移動監視が可能となります

平成19年4月以降の移動監視者講習を受講された方は、一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則に基づく移動監視者として、これらの規則により必要とされているすべての高圧ガスの移動中の監視が可能となります。

講習内容が変更になります

移動中の監視対象ガスの拡大に伴い、平成19年度以降の講習では受講者の学習範囲も拡大することになりますが、KHKでは講習時間の延長や検定問題の出題数を増やすなどして保安レベルの低下を招かないように対応いたします。

LPガス専用の移動監視者は残ります

移動中の監視を必要とする高圧ガスはLPガスが圧倒的に多いことに配慮し、LPガスの移動監視のみに限定した資格（現在のⅢ類に相当）は引き続き設けることにいたします。（液化石油ガス保安規則のみに基づく資格となります。）

すでに移動監視者となられている方への対応

すでに移動監視者講習により資格を取得されている方は、引き続き移動監視者として従事できます。ただし、すべての高圧ガスの移動監視が可能で新しい資格に切り替えたい方を対象にした「資格切替講習」も平成19年度より実施いたします。

★ 詳細は本年12月末迄に決定し、KHKのホームページ又は関係団体等を通じてお知らせいたします。

◆お問い合わせ先：KHK教育事業部(03-3436-6102)
メール：edu@khk.or.jp

＜現行の講習区分＞

- ◇Ⅰ類 可燃性ガス・酸素
- ◇Ⅱ類 毒性ガス
- ◇Ⅲ類 液化石油ガス
- ◇Ⅳ類 特殊高圧ガス

＜平成19年度以降の講習区分＞

- ◇すべての高圧ガスの移動監視が可能
 - ・「一般高圧ガス保安規則」に基づく講習
 - ・「液化石油ガス保安規則」に基づく講習
- ◇液化石油ガスの移動監視のみ可能
 - ・「液化石油ガス保安規則」のみに基づく講習